

武道館の利用料金（令和8年10月1日利用分から）

(1) 施設の利用料金

区分	利用料金の基準額
午前	1,500円
午後	2,000円
夜間	2,000円
時間外（1時間につき）	500円

備考

- 「午前」とは午前9時から午前12時まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「夜間」とは午後5時30分から午後9時30分まで、「時間外」とは午前0時から午前9時まで、午後0時から午後1時まで、午後5時から午後5時30分まで及び午後9時30分から午後12時までをいう。
- 時間外の利用料金の基準額において、使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げる。
- 興行その他の営利を目的とする使用に係る施設の利用料金の基準額は、この表に定める額の5倍の額とする。

(2) 設備の利用料金

名称	区分	利用料金の基準額
暖房設備	1台1時間につき	110円
冷房設備	1時間につき	600円

備考 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げる。

武道館の利用料金（令和8年9月30日利用分まで）

(1) 施設の利用料金

区分	利用料金の基準額
午前	880円
午後	1,170円
夜間	1,170円
時間外（1時間につき）	290円

備考

- 「午前」とは午前9時から午前12時まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「夜間」とは午後5時30分から午後9時30分まで、「時間外」とは午前0時から午前9時まで、午後0時から午後1時まで、午後5時から午後5時30分まで及び午後9時30分から午後12時までをいう。
- 時間外の利用料金の基準額において、使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げる。
- 興行その他の営利を目的とする使用に係る施設の利用料金の基準額は、この表に定める額の5倍の額とする。

(2) 設備の利用料金

名称	区分	利用料金の基準額
暖房設備	1台1時間につき	110円

備考 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げる。